

村の単独施策として実施している自治体は少な
くないが、国の関与が薄れると同時にアドバイ
ザーの必要性の認識も弱まると思われ、必要性

を認識している地域との格差はさらに大きくな
ると予測できる。

表 5—1 高齢者向け住宅改修アドバイザーリストに関する厚生労働省の主な通知・会議資料
(抜粋および要約)

<p>a 平成 5 年 6 月 17 日 老計第 88 号 (各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)</p>	<p>○住宅改良（リフォームヘルパー）の運営について ・「老人ホームヘルプサービス事業運営要綱」が改正され、<u>住宅改良に関する相談・助言を行う住宅改良（リフォーム）ヘルパー</u>が導入されることとなる。 1 利用対象者：おおむね 65 歳以上の要援護老人のいる家庭で、年齢、身体状況、家族構成、家屋の状況等から高齢者向けに居室等の改良を希望するもの。（身体障害者ホームヘルプサービス事業の派遣対象者も前記に準ずる場合は含まれる） 2 運営方法 (1) サービスの内容：福祉・保健・医療及び建築関係職種の専門家が連携し、<u>住宅改良に関して次のサービスを提供する。</u> ア 利用対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行う イ 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡、調整 ウ 施工後の評価及び利用対象者に対する指導 エ その他 住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整 (2) チームの構成：原則として次のそれぞれの職種に該当する者によるチームで運営 ア 福祉関係職種 介護福祉士又はソーシャルワーカー イ 保健・医療関係職種 理学療法士もしくは作業療法士及び保健婦 ウ 建築関係職種 設計士又は施工者 なお、介護福祉士、ソーシャルワーカーおよび保健婦は在宅介護支援センター等の職員を活用する (3) その他 ア 市町村は、都道府県高齢者総合相談センター、市町村高齢者サービス調整チーム及び在宅介護支援センター等との連携強化を図る イ 市町村は、建築関係部局との連携を図り、円滑な事業運営に配慮する ウ 住宅改良（リフォーム）ヘルパーは、老人福祉に関し理解と熱意を有し、住宅改良に関する相談助言を適切に実施する能力を有すること エ 住宅改良（リフォーム）ヘルパーは、事業実施上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない 3 手当等の取扱い 国庫補助については、保健・医療及び建築関係職種の構成員につき、活動時間数に応じ、<u>身体介護中心業務の手当および活動費の基準額（時間給）を適用する</u></p>
<p>b 平成 12 年 3 月 8 日 老企第 42 号 (各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)</p>	<p>○居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について ・介護保険の居宅介護住宅改修費等の支給の取扱いは下記の通り 2 居宅改修費の支給申請 支給申請にあたり下記の書類を市町村に提出すること (1) 申請書 (2) 添付書類（施行規則第七五条第二項および第九四条第二項） ①領収書 ②住宅改修が必要な理由書 第二号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況および日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載する。また、<u>理由書を作成する者は、基本的には介護支援専門員とするが、市町村が行う住宅改修指導事業（リフォームヘルパー事業）等として、住宅改修についての相談・助言等を行っている福祉・保健・医療または建築の専門家も含まれる</u>。ただし、理由書を作成する者が、当該被保険者の居宅介護サービス計画を作成していない場合は、当該介護支援専門員と十分に連絡調整を行うことが必要 なお、介護支援専門員が理由書を作成する業務は居宅介護支援事業の一環のため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員または居宅介護支援事業者が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の</p>

	<p>工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められない。</p> <p>③完成後の状態を確認できる書類等</p> <p>4 支援体制等の整備</p> <p>(1) 支援体制等の整備</p> <p>住宅改修は、被保健者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案することが必要であり、福祉用具と同様に個別性が強い。また、ひとたび住宅改修を行うと、簡単に修正できるものではないため、被保険者からの事前の相談に対し適切な助言等を行うことができるよう、市町村は、<u>都道府県、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等とも連携を図り、住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者等による支援体制を整備することが望ましい</u>。なお、市町村は、<u>介護予防・生活支援事業の一つである住宅改修指導事業として相談、助言等の事業を行うことが可能</u>。</p> <p>(2) 事業者に係る情報提供 (3) 事業者等に対する研修事業の実施</p> <p>5 市町村における介護保険とは別の住宅改修に関する助成制度</p>
c 平成 12 年 5月1日 老発第475号 (各都道府県知事、 指定都市市長、中核 市市長あて厚生省 老人保健福祉局長 通知)	<p>○介護予防・生活支援事業の実施について</p> <p>介護予防・生活支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日より適用）</p> <p>1 目的 要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者等に介護予防施策や生活支援サービスを提供することで、総合的な保健福祉の向上に資する</p> <p>2 事業内容 別記の通り</p> <p>3 実施方法 市町村が地域の実情に応じて実施。介護予防・生活支援サービスの提供にあたっては、市町村内の保健および福祉担当者などの関係者が連携し、調整の場として基幹型在宅介護支援センターなどの地域ケア会議等を活用する。</p> <p>別記 1 市町村事業 (1) 高齢者の生活支援事業 (才) <u>住宅改修支援事業</u></p> <p>①実施方法 高齢者向けに居宅等の改良を希望する者に、<u>住宅改修に関する相談、助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う</u>。</p> <p>②事業内容 ○居宅の改良に関し、保健婦、理学療法士、作業療法士等が利用対象者の居宅を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言 ○施工者の紹介および改良内容についての業者への連絡、調整 ○施工後の評価及び利用対象者に対する指導 ○その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整</p>
d 平成 13 年 5月25日 老発第213号 (各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省老健局長通知)	<p>○介護予防・地域支え合い事業の実施について</p> <p>介護予防・地域支え合い事業実施要綱（平成 13 年 4 月 1 日より適用）</p> <p>1 目的 要援護高齢者およびひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービスまたは家族介護支援サービスを提供する等により、それらの高齢者および家族等の総合的な保健福祉の向上に資すること</p> <p>2 事業内容 別記のとおり。</p> <p>3 実施方法 市町村が地域の実情に応じて、市町村内の保健、福祉担当者等と密接な連携を保ち、チームとして一体的な活動を行う</p> <p>別記 1 市町村事業</p> <p>(1) 介護予防事業、(2) 在宅介護支援事業、(3) 家族介護支援事業</p> <p>(4) <u>住宅改修支援事業</u></p> <p>ア 実施方法 高齢者向けに居宅等の改良を希望する者に対して、<u>住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う</u></p> <p>イ 事業内容</p> <p>○保健師、理学療法士、作業療法士等が利用対象者居宅を訪問等により、家屋の構造、高齢者の身体状況および保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言。</p> <p>○施工者の紹介および改良内容についての業者への連絡、調整</p> <p>○施工後の評価および利用対象者に対する指導</p> <p>○その他、住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整</p> <p>ウ 留意事項 <u>介護支援専門員または作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上</u>その他これに準ずる資格を有する者など、居宅介護（または居宅支援）住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者または要支援者に対し、<u>居宅介護（または居宅支援）住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合には、これを市町村の委託（または助成）事業として、本メニューの対象事業とする</u>。その場合の単価は1件あたり 2,000 円とする。</p> <p>(5) ~ (14) 省略</p> <p>(15) 福祉用具・住宅改修研修事業</p>

	<p>ア 目的 介護支援専門員等に対して、福祉用具および住宅改修に関する知識の付与を目的とした研修を行うことにより、利用者に対する適切な居宅サービス計画の作成促進を図るとともに、福祉用具や住宅改修による導入効果等についてパンフレット等を作成し、情報提供することにより、介護保険の円滑な実施を図る。</p>
e 平成 14 年 2 月 12 日 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料	<p>3 介護サービスの質の向上への取組みについて (3) 福祉用具・住宅改修の普及及び活用の促進について ア 支援体制の整備 福祉用具・住宅改修の効果的な活用のための支援体制を整備・強化するため、介護実習・普及センター、在宅介護支援センター等を拠点として、以下の 2 事業を平成 14 年度から実施する。 (ア) 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業（都道府県事業） 介護実習・普及センター等を活用し、福祉用具や住宅改修に係る広域的な事業者協議会の開催、<u>高度で複雑な福祉用具の活用や住宅改修に関する相談援助体制の整備・強化</u>を図る（各都道府県 1ヶ所、計 47ヶ所） ○実施主体 都道府県。ただし適当な団体に委託して行うことができる ○事業内容 原則として以下の事業を行う a 福祉用具・住宅改修関係専門家の登録と活用 b 広域的な事業者協議会の設置 c 複雑な相談に対応する自助工具房の設置 d 複雑な内容の事例等に対応した福祉用具の購入取次ができる場の提供 e メーカー等に利用情報をフィードバックできる体制の整備 (イ) 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業（市町村事業） 在宅介護支援センター等を活用し、福祉用具や住宅改修に係る地域の事業者協議会の開催、<u>相談等に応じる専門家の登録・活動等、地域における身近な相談援助体制の整備・強化</u>を図る。（各都道府県 3ヶ所、計 141ヶ所） ○実施主体 市町村。ただし適当な団体に委託して行うことができる ○事業内容 原則として以下の事業を行う a 福祉用具・住宅改修関係専門家の登録と活用 b 事業者協議会の設置 c 自助工具房の設置 d フィッティング、福祉用具の購入取次、申込ができる場の提供 e メーカー等に利用情報をフィードバックできる体制の整備</p>
f 平成 16 年 2 月 19 日 全国高齢者保健福祉・介護保険担当課長会議資料 (参考資料（振興課）福祉用具・住宅改修関係事業の概要)	<p>1 平成 16 年度の高齢者保健福祉施策の展開について 2 重点事項（3）福祉用具・住宅改修の適正な活用の推進 福祉用具・住宅改修の適正な活用のためには、介護実習・普及センターや在宅介護支援センター等を拠点として、これらの事業を一体的に実施することが効果的。 (1) 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業（都道府県事業） 介護実習・普及センター等を拠点として、福祉用具・住宅改修に係る広域的な事業者協議会の開催、<u>市町村で対応できない援助困難な事例に対する作業療法士等による相談援助、苦情や改善に資する情報や新たな福祉用具の開発に関する要望等の情報提供</u>を事業者等へ行う。さらに、平成 15 年度からは、地域リハビリテーション活動等の関連機関で活動している高度な知識と技術を有する作業療法士や理学療法士等の専門家の派遣を受け、身体の状況から車いすの適合が難しい等の<u>援助困難な事例</u>に対し、より専門的な相談援助を行う。 (2) 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業（市町村事業） 在宅介護支援センター等を拠点として、福祉用具・住宅改修に係る地域の事業者協議会の開催、<u>地域に密着したきめ細かい相談、苦情や改善に資する情報や新たな福祉用具の開発</u>に関する要望等の情報提供を事業者等へ行う。 (3) 福祉用具・住宅改修研修事業（都道府県・市町村事業） 福祉用具・住宅改修に関する知識の普及を図るために、介護実習・普及センター等において、介護支援専門員、在宅介護支援センターの職員等に対する専門的な研修を行う。 (4) 福祉用具等情報化推進事業（平成 16 年 4 月稼働予定） 福祉用具・住宅改修の選択・活用等に関する情報を提供するため、モデルとして全国 7 カ所（滋賀県、大阪府、兵庫県、広島県、大分県、名古屋市、北九州市）から福祉用具・住宅改修の利用事例の収集等を行い、インターネットで検索できるようデータベース化を行う。車いす及び特殊寝台の選び方、介護保険給付対象福祉用具の寸法や機能等を示した商品情報も併せて掲載。（財）テクノエイド協会のホームページ上で本年 4 月から公開予定。 (5) 不適正な福祉用具給付の判断基準の作成 (1)～(3)の事業は、平成 16 年度より介護予防・地域支え合い事業のメニューとして実施</p>

	<p>・介護予防・地域支え合い事業実態調査の結果 住宅改修支援事業は、平成 15 年度に <u>2201 市町村 (69.0%)</u> が実施しており、平成 14 年度の事業内容（有効回答数 1701 市町村）は、<u>理由書の作成 90.7%、住宅改修に関する相談助言事業 約半数 48.6%</u>（約 826 市町村）とされている。平成 16 年度から実施市町村数が減少する見込み。</p>
g 平成 16 年 6 月 17 日 老振発第 0617001 号 (各都道府県・指定 都市介護保険主管 部(局)長あて厚生 労働省老健局振興 課長通知)	<p>○介護保険における福祉用具の選定の判断基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具は介護保険の施行後、急速に普及、定着しているが、要介護度の低い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、自立支援の趣旨に沿わない事例が見受けられる。そこで介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等の標準的な目安を作成した。 ・使用が想定しにくい状態像、使用が想定しにくい要介護度に該当している利用者の場合は、サービス担当者会議その他の機会を通じて福祉用具に関わる専門職から意見を求め、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に務める ・介護保険福祉用具等データベースシステムを（財）テクノエイド協会のホームページで公開しているので積極的に活用する
h 平成 18 年 1 月 25 日 全国厚生労働関係 部局長会議資料 老健局	<p>(重点事項) 6 介護関連事業の取り組みについて (1)三位一体改革による補助金廃止・税源移譲について 介護予防・地域支え合い事業のうち、次の事業は市町村・都道府県の事務として同化・定着していると考えられることから、平成 18 年度において国庫補助金を廃止し、税源移譲。今後も各市町村や都道府県が地域の実情に応じて適切に取り組むことを期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具・住宅改修研修事業 ・福祉用具・住宅改修活用広域支援事業 他
i 平成 18 年 6 月 9 日 老発第 0609001 号 (各都道府県知事 あて厚生労働省老 健局長通知)	<p>○地域支援事業の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度を円滑に実施するため、被保険者が要介護状態等となることを予防し、要介護状態等となった場合も可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する「地域支援事業実施要綱」を定めるもの <p>地域支援事業実施要綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 介護予防事業、包括的支援事業、その他の地域支援事業を行うことで、被保険者が要介護状態等となることを予防し、要介護状態等となった場合も可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする 事業内容 別記の通り 実施方法 地域支援事業は継続的で総合的なサービスが提供されるよう実施する。地域包括支援センターは保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職の知識を生かしながら、連携・協働の体制を作り、地域の様々な社会資源を生かしてネットワークを構築する。 実施主体 市町村。ただし事業の実施を市町村が適当と認める法人に委託できる。 <p>別記 1 介護予防事業 2 包括的支援事業 3 意定事業 (3) その他事業</p> <p>イ. 福祉用具・住宅改修支援事業 福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供の実施 福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成および作成した場合の経費の助成を行う</p> <p>(4) 留意事項 イ. 上記の経費を助成する事業は、<u>介護支援専門員または作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有するものなど、十分な専門性がある者が作成者であること</u></p>
j 平成 18 年 3 月 13 日 全国介護保険・高齢 者保健福祉担当課 長会議資料	<p>○「住宅改修における事前申請制度及び住宅改修が必要な理由書（最終案）」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 事前申請制度について 申請の手続きを見直し、居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする際は、あらかじめ見積もりや改修の内容を記載した書類を市町村に提出するよう手続きを改める。市町村は利用者保護の観点から、これらの書類で住宅改修が保険給付として適当なものか確認し、被保険者に事前に教示する。 住宅改修が必要な理由書（最終案）について ・住宅改修が必要な理由書の標準様式と位置づける

表 5-2 介護予防・地域支え合い事業 住宅改修支援事業の実施状況（全国） 単位：件（%）

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
住宅改修支援事業（理由書作成の委託助成を除く）	716 (22.0)	561 (17.3)	418 (12.9)	371 (11.5)	300 (9.6)
住宅改修理由書作成の委託助成	2,169 (66.7)	2,410 (74.2)	2,598 (80.2)	1,832 (57.0)	1,440 (46.1)

出典：厚生労働省実績評価書（平成 17 年 8 月） <http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyou/05jisseki/9-3-2.html>

表 5-3 介護予防・地域支え合い事業実施状況（自治体の例） 単位：件（%）

	宮城県（H15 年）	大阪府（H16 年）	高知県（H16 年）	徳島県（H16 年）
住宅改修支援事業（理由書作成の委託助成を除く）	3 (4.4)	10 (24.4)	3 (5.7)	9 (18.0)
住宅改修理由書作成の委託助成	34(50.0)	37 (90.2)	36(67.9)	21 (42.0)
市町村総数	68	41	53	50

出典：各自治体の各年度のホームページによる

2) 東京都区部における住宅改修アドバイザー制度の実施状況

東京都では、介護保険創設以前から高齢者向け住宅改修への助成を行っており、都下の自治体ではこの制度と合わせて、住宅改修の専門家を紹介したり、住宅改修アドバイザーの派遣を行っている自治体が少なくない。区部についてアドバイザーの設置状況を見ると、平成 15 年度に実施していた区は 23 区中、11 区であった。そこで、それらについて平成 18 年度の実施状況を電話による聞き取り調査で把握したものが表 5-4 である。11 区のうち、10 区は現在もアドバイザーがおり、訪問相談にあたっている。その多くは区単独事業として実施している。以前は建築士が訪問していたが、現在は各事業者が経験を積み、地域包括支援センターが窓口となつたために建築士の訪問を廃止した区が 1 区ある。そのほか、介護保険の地域支援事業の一環として行っているのは新宿区の 1 区のみである。この

ため新宿区では、制度の利用対象者を「要支援 1 以上の人」としている。

アドバイザーとの連携の仕方は様々で、専任や非常勤の職員のいる区があるほか、委任契約、協定、協力依頼などの形式がとられている。板橋区のおとしより保健福祉センターや世田谷区総合福祉センターでは、専任または非常勤の職員として理学療法士や作業療法士がおり、住宅改修以外にも福祉用具等、様々な相談に応じている。

区の職員以外に依頼する場合のアドバイザーの選定方法は、都や区独自の住宅改修アドバイザー研修の受講者に依頼したり、高齢者向け住宅に詳しい建築事務所に依頼したりしている。職種は建築士、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、増改築相談員など、区により異なっている。人数も数名～40 数名まで幅が広い。

アドバイザーの関わり方は、区の助成事業利用者については、全ケースに関わる区が 5 区（品川、江東、世田谷、荒川、板橋）

表5-4 東京都区部における住宅改修アドバイザーモードの実施状況

区	住宅改修アドバイザーモードの実施状況	介護保険地域支援事業との関連	アドバイザーの人数	件数	区助成制度下の住宅改修	介護保険下の住宅改修
中央	東京都の住宅改修アドバイザーモード修受講者で協力してくださる人に依頼	なし、区単独 施設	4人	2, 3件／年	区職員が事前後に訪問。利用者が申請があればアドバイザーが訪問。	ケアマネが担当。区担当者は書類、写真で確認。
新宿	区で独自に一級建築士を対象としてアドバイザーモードを実施し、修了者のうち区に協力してくれる人と委託契約	地域支援事業の一環	9人（一級建築士）	0件／年。H18年4月以降に事前申請になり急減	区職員が事前訪問。事後には写真確認。専門職ではないが、設備改修が申請されたため現地を訪問すれば判断できる。アドバイザーは利用者から申請があれば訪問。要支援1以上。	ケアマネが担当。アドバイザーは利用者から申請があればアドバイザーの依頼がない。在は利用者からアドバイザーの依頼がない。
江東	非常勤のPT、OTに依頼。	なし、区単独 施設	3人（PT、OT）	300件弱／年	アドバイザーが事前事後に必ず訪問。事後はアンケートのみのことで、アドバイザーが必ず事前事後に訪問。	ケアマネが担当。区担当者は書類、写真で確認。
品川	区が高齢者向け住宅に詳しい建築事務所に委託	なし、区単独 建築事務所所員（3人）		約80件／年	アドバイザーが必ず事前事後に訪問。	ケアマネからアドバイザーに直接依頼がある。
目黒	区で独自に一般・二級建築士・増改築施工管理士・二級福祉環境コーディネーター二級を対象者の条件として研修を実施。修了者のうち区に協力してくれる人と協定。半数は施工業者、半数は設計者。	なし、区単独 施設	40教名	H15年度201件H16年度182件H17年度64件（年々減少）	区の職員が事前、事後に訪問。	ケアマネが事前、事後に訪問できる。
世田谷	高齢者住宅改修相談事業として実施。世田谷区立総合福祉センター職員の理学療法士、作業療法士（常勤PT1名、非常勤PT2名）が訪問。 高齢者自立支援住宅改修制度として実施。区職員の理学療法士が必要に応じて訪問。	なし、区単独 施設	4人（PT3、OT1）	H18年200件以上	総合福祉センターのアドバイザーが必ず事前、事後に訪問。	ケアマネが担当。アドバイザーが訪問。
渋谷	アドバイザーの研修を受けた区非常勤職員の建築士（リフォーム相談員）と区職員が一緒に訪問。	なし、区単独 施設	1人（PT）	20件／年	地域包括支援センター職員が事前事後に訪問。事前に訪問して理由書を作成。必要があればPTも訪問。	ケアマネが担当。区担当者は書類、写真で確認。
豊島	おとしより保健福祉センターで様々な相談に応じている一環として実施。区職員の理学療法士、作業療法士が訪問。	なし、区単独 施設	1人（非常勤職員の建築士が毎週1回担当）	100件以上／年	アドバイザーと区職員が必ず事前事後に訪問。事前訪問で、助成に該当するか確認する。	ケアマネが担当。アドバイザーと区職員（高齢者福祉担当）が訪問。区助成制度との併用も多い。
荒川	アドバイザー制度は区職員が行うことなどない場合	なし、区単独 施設	4人（PT1、OT3）	福祉用具等様々な相談の一環のため住宅改修相談のみの件数は不明	区職員のPTまたはOTが必ず事前事後に訪問。ケアマネや地域包括支援センター等からの依頼がほとんどである。	ケアマネ、地域包括支援センターから依頼があればPT、OTが事前、事後に訪問。
練馬	アドバイザー制度現在は、介護保険住宅改修および自立支援住宅改修付（区事業）の一部で行っている。	なし、区単独 施設		20件／年	区職員が、流し・洗面台の改修等、自立支援住宅改修付（区事業）の一部について訪問している。	ケアマネが担当。区職員が担当。

と、利用者の申請があるなど一部について訪問する区が5区（中央、新宿、目黒、豊島、練馬）ある。いずれの区もアドバイザーが関わらなくても、区役所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の職員が、事前・事後に訪問している。

介護保険下の住宅改修については、いずれも介護支援専門員（民間事業所あるいは地域包括支援センター）が担当しているが、介護支援専門員や利用者から依頼があれば、アドバイザーが助言する体制になっている区が5区（新宿、品川、目黒、板橋、世田谷）となっている。

アドバイザーが訪問している年間の件数は、0件から100件以上まで大きな幅があり、アドバイザーがいても実質的にはあまり訪問がなされていない区もある。地域支援事業に位置づけた新宿区では、今年度のアドバイザー依頼が0件であるが、助成制度を利用して行う改修は設備の交換を中心のため、区担当者の訪問で十分に対応できると考えていた。また介護保険の住宅改修も、事前申請となり区の担当者がチェックする体制ができたこと、ケアマネジャーや事業者の経験が増えてアドバイスを必要としなくなっている現状等を指摘していた。

これらのように、区によってアドバイザーの関与の状況は異なっており、その必要性についても、区担当者の認識に違いがある様子がうかがえる。

4 考察とまとめ

本稿ではまず住宅改修アドバイザーに関する国の施策の変遷を整理し、合わせて全国およびいくつかの自治体の取り組みの状況を、厚生労働省、その他自治体のホームページから把握した。さらに、先駆的に

アドバイザーリストに取り組んできた自治体として、東京都区部の自治体を取り上げ、アドバイザーリストの現状を把握した。これらにより、住宅改修アドバイザーリストの全般的な動向、および、アドバイザーリストの住宅改修への関わり方を把握し、アドバイザーリストが住宅改修の事前事後評価においてどのような役割が果たせるか、また介護支援専門員との連携の方策について考察する。

住宅改修アドバイザーリストが改修内容の評価者となり得るかについては、介護保険下の住宅改修の場合と、自治体の助成制度を利用した改修の場合に分けて考えることが必要である。まず、介護保険下の住宅改修の場合は、いずれの区も介護支援専門員が中心であり、区の担当者が書類や写真で確認し、不明な点など何らかの問題があれば、訪問等を行っている。この場合は介護支援専門員や工事を行った事業者の知識や経験により、改修内容の質に相違が生じることがあると考えられ、介護支援専門員自身あるいは区の担当者が、適正な改修であるかどうか客観的に判断できる評価システムが必要だと考えられる。また、アドバイザーリストについては、必要があれば相談できるような体制を作っている区と、担当部署が異なりアドバイザーリストがまったく関与していない区があった。つまり介護保険下の改修であっても、アドバイザーリストが関わる体制があれば、指導を依頼した事例については、アドバイザーリストが事前事後の評価を行う可能性がある。この場合、アドバイザーリストに容易に相談できる体制作りが必要だと思われるが、利用者や介護支援専門員等からの自発的な相談申請のみでは、あまり相談に来ない様子がうかがえる。これでは問題が気付かれずに埋もれてしまう恐れがあり、

アドバイザーの関与の必要性を判断するための何らかの目安、基準があるとよいと思われる。またそのほか、困難事例へのアドバイザーの対処方法に関する情報をインターネットで提供する等して、手法の蓄積と普及を図ることも、介護支援専門員の質の向上のためには必要だと考えられる。

次に、自治体の助成制度等を用いて住宅改修を行う場合には、アドバイザーあるいは自治体の職員が必ず訪問をする体制が作られている。アドバイザーが関わる場合は改修の事前、事後に訪問することになり、評価者としての役割を果たすことができる。また、アドバイザーが関わらない場合は、区担当者が評価することになるが、この場合は適切な評価が行えるよう、先に記したような客観的な評価システムが必要だと思われる。各区の状況を見ると、利用者からの申請に基づきアドバイザーが関与する場合には、先述した通り、アドバイザーの関与件数が少なくなっている。アドバイザーの関与を義務付けている区と、利用者にまかせている区では、関与件数に大きな差異が生じている。そこで先に記したように、アドバイザーの関与の必要性を判断する基準があれば、該当事例のみアドバイザーの関与を義務づけることができ、無駄のない体制作りができると考えられる。また、アドバイザーの職種についても、建築職あるいは、理学療法士や作業療法士が関わる区があり、どのような場面で各々の専門性が生かされているのか、具体的な事例を把握して検討する必要がある。

国の方針を見ると、介護保険下の住宅改修に関しては、介護支援専門員の果たす役割が大きく、困難事例のみ理学療法士や作業療法士等の専門家が関わるとされてい

る。そこでまずは介護支援専門員や自治体の担当職員が客観的に改修内容を評価できる仕組みが必要であり、その一方で、専門家の関与が必要なケースを抽出するための判断基準の作成や、専門家が容易に相談にのれる体制作りも必要とされている。また関与すべき専門家は多職種のチームがよいか、あるいはリハビリテーション分野の専門職がよいかについても今後の検討課題とされている。

助成制度やアドバイザーリストの有無については、地域間による格差があるが、全般的には制度が縮小傾向にある一方で、先駆的な取り組みを推進している地域も見られ、今後も格差が広まることが懸念される。助成やアドバイザーリストの必要性についても、さらに実証的な研究を重ね、今後の方向性を検討する必要がある。

[文献]

- 1) 裴輪裕子、林玉子、中祐一郎、小滝一正、「全国の住宅改善アドバイザーリストの実態—高齢者のための住宅改善に関する研究（その3）」、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp171～172、1996.9
- 2) 中祐一郎、裴輪裕子、糟谷佐紀、佐藤由美、内藤香、「住環境整備のプランニングに関する相談体制の介護保険前後の比較」、厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）報告書「ケアマネジャー向け住宅改修の研修プログラムの開発」（主任研究者 鈴木晃）、pp11～32、2005.3

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）

分担研究報告書

第6章 NPO等による住宅改修評価の可能性の検討

分担研究者 児玉 善郎（日本福祉大学）

研究協力者 岡部真智子（日本福祉大学）

要旨 本稿では住宅改修支援を行う専門職が住宅改修の評価において、利用者にとって効果的であったかという客観的な視点から事後評価に関わっていく可能性についての検討を行った。具体的な検討の対象として、住宅改修支援を行うNPO法人とリフォームヘルパー事業の二つをとりあげた。

NPO法人については、愛知県においてよりよい住宅改修の推進をねらいとして立ち上げられた「NPO法人いきいきリフォーム推進機構・愛知」をとりあげ、NPOの取り組みを通じた、住宅改修の事後評価の可能性について検討を行った。とくに、NPO法人の中で、地域に密着して活動を行っている建築関係を中心とした専門職グループに着目し、その中心メンバーを対象に、住宅改修評価を実施する可能性についての聞き取り調査を実施した。その結果にもとづき、地域に密着した事後評価と効果的な住宅改修に結びつけていくための活動企画として、ケアマネジャーを対象としたアンケート調査の企画を作成した。次年度において、ケアマネジャーを対象としたアンケート調査を実施するとともに、地域で活動するケアマネジャーに呼びかけ、学習会・事例検討会を行う中で、試行的にNPOによる住宅改修の事後評価を実践し、その効果と課題を明らかにすることを計画している。

リフォームヘルパー事業については、愛知県B市から事業を委託されて運営を担当しているC在宅介護支援センターの職員を対象に聞き取り調査を実施した。調査は、2006年8月、12月、2007年2月の3回にわたって行った。リフォームヘルパー事業を通じた住宅改修評価の可能性についての聞き取り調査の結果、以下の点が把握できた。リフォームヘルパーの運営に関する中で、住宅改修の事後評価の重要性は認識しているが、現在市から委託を受けている事業の枠組みの中で、事後評価を実施することは難しい。しかし、リフォームヘルパー事業を通じて波及的な効果がみられる。一つには、リフォームヘルパーの専門職の一つである建築士が、リフォームヘルパーとしての相談、提案したことを通じて実際の工事の仕事を請け負うことが多くなっている。そのようなケースにおいては、建築士が工事完了後に事後確認を必ず行い、ていねいなアフターフォローを行っており、結果的に改修内容が効果的であったかどうか把握できるようになっているといえる。もう一つには、リフォームヘルパー事業において、ヘルパーと一緒に対象者宅に同行訪問しているケアマネジャーが、同行訪問を繰り返す中で住宅改修の意義や効果が理解できるようになり、日常の住宅改修支援の実施に好影響を与え、結果として住宅改修の質の向上につながっている。

1. 目的

高齢者向けの住宅改修は、介護保険制度の施行後その実施件数が増えるなか、必ずしも高齢者の自立生活の支援につながる適切な内容で行われているものばかりではないことがいくつかの調査をもとに報告されている。現状の介護保険制度においては、住宅改修実施後の評価が行われる仕組みとはなっていない。住宅改修実施後の利用状況や利用者の生活にとって効果的であるかどうかについての評価を行うことにより、高齢者住宅改修の質を高めることが求められている。

本稿では、以上のような問題意識にもとづき、どのような主体がどのような内容について住宅改修の事後評価を行うことが可能であるかについて検討することを目的としている。とくに、地域で住宅改修の相談や支援にあたる NPO 法人や専門職が住宅改修実施後の事後評価に関わっていくことの可能性について検討する。

2. 方法

高齢者住宅改修実施後の評価の可能性を検討することをねらいとして、以下の二つの方法により行う。

1) 住宅改修支援にあたる NPO による事後評価の可能性

愛知県下において住宅改修の質の向上と住宅改修支援を行うことをねらいとして設立された NPO 法人をとりあげ、NPO による高齢者住宅改修の事後評価を実施していく可能性について実践的に検討する。

具体的には、NPO 法人に会員として参加し、愛知県下 A 市を中心として活動している専門職チームを対象として、地域で活動するケアマネジャーと協力して、住宅改修実施後

の評価を実施する方法や内容について、試行的な実践をもとに検討を行う。

2) リフォームヘルパー事業に関わる専門職による事後評価の可能性

愛知県下 B 市において、市から委託を受けてリフォームヘルパー事業を運営している在宅介護支援センター職員を対象に聞き取り調査を行うことにより、リフォームヘルパー事業に関わる専門職を通じた、高齢者住宅改修の事後評価の実施可能性について検討する。

3. 結果及び考察

3. 1 NPO による住宅改修評価の可能性の検討

ここでは、愛知県において住宅改修支援を行うことをねらいとして立ち上げられた NPO の活動を通じた、高齢者住宅改修の事後評価の可能性について検討する。

1) NPO 法人「いきいき住宅リフォーム推進機構・愛知」のねらいと活動概況

この NPO 法人は、平成 17 年 3 月に設立されたものであり、活動をはじめてまだ 2 年足らずの組織である。設立の目的は、2000 年度の介護保険制度がはじまってから、高齢者の住宅改修が数多く実施されるようになったが、高齢者の自立生活の継続に役立っていないものが含まれているのではないかという問題意識に基づいている。この NPO 法人の活動内容について調べたところ、以下の 5 つの事業を実施することが掲げられていた。

① 地域活動支援事業

地域で保健、医療、福祉・介護、設計、施工の専門職がチームをつくり、高齢者の自立生活の維持につながる住宅改修の支援を行う。NPO は地域でのチームづくりを支援するとともにチームの活動についても助言や支援を行う。

②研修事業

住宅改修の支援や工事に関する専門職を対象に、住宅改修に関する基本的な知識や技術に関する講習会、ワークショップを開催し、住宅改修の質の向上を図る。

③調査研究、政策提言事業

住宅改修実施後の事後調査を行うなどにより、住宅改修の技術や介護用具の改善研究、政策提言を行う。

④相談助言事業

市民を対象に、住宅改修に関する相談、助言を行う。

⑤普及啓発、情報提供事業

市民や住宅改修支援にあたる専門職に向けて、広報誌の発行やホームページを通して、住宅改修の技術や制度に関する情報提供を行う。

実際には、NPO 法人が設立されてまだ 2 年足らずであることから、すべての事業が順調に軌道に乗っているということではなく、①～⑤それぞれの事業について試行錯誤しながら取り組み始めている状況である。とくに、本稿での検討に最も関係のある「③調査研究事業」については、住宅改修実施後の事後調査や改善研究は取り組まれていない。NPO 法人が認定した地域の支援チームによる、住宅改修支援の実績がまだあがっていない為、その事後検証の取り組みには至らないということである。現状では地域の支援チームづくりと、その活動体制を整備しているという段階である。

地域支援チームの数は、2006 年現在において準備段階のものを含めて 25 あまりに達している。愛知県内を名古屋、尾張東部、尾張西部、知多、西三河といったブロックに分け、各ブロック毎に複数の地域支援チームづくり

が進められている。地域支援チームは、保健・医療、福祉・介護、設計、施工の専門職の中から複数の専門職により構成することを基本としている。異なる分野の専門職が協力して支援することにより、対象者の自立生活の維持に効果的な住宅改修に結びつけることをねらいとしている。しかし実際には、設計、施工の建築職が地域支援チームの中心メンバーとなっており、保健・医療、福祉・介護の専門職の参加があまり得られていないという現状にある。福祉の専門職として地域支援チームのメンバーに参加しているもののほとんどは、設計、施工の専門職が介護福祉士、ホームヘルパー、福祉住環境コーディネーターなどの福祉の資格を合わせて取得しているというものである。その背景としては、地域支援チームのメンバーとなっているものの多くは、建築の設計、施工に携わる人たちで、NPO の研修を受けて利用者本意の住宅改修を行う知識や技術を身に着けた上で、地域において住宅改修の相談から工事につなげることにより仕事に結び付けていきたいと考えているからである。一方、保健師、看護師、PT・OT などの専門職は、住宅改修の相談、アドバイスに関わったとしてもそれにより報酬を得られるということは難しいことから、地域チームのメンバーとして参入を得るのが困難な状況にある。

2) NPO の地域支援チームによる住宅改修評価への取り組みの検討

ここでは、この NPO のもとで活動する地域支援チームの一つを検討の対象として取り上げ、その地域支援チームが住宅改修の事後評価に取り組んでいく可能性について検討する。

(1) 検討対象の地域支援チームの概要

検討対象の地域支援チームの主要メンバー

に対して聞き取り調査を行った結果、地域支援チームについて以下のことを把握した。

①地域支援チーム設立の経緯

検討対象とした地域支援チームは、2006年2月に愛知県A市を主な活動地域として設立されたものである。NPO法人格を取得していないが、非営利的な活動をしていることを地域住民や地域の専門職に理解してもらう為、「NPOいきいき住宅リフォーム東尾張」という名称をつけている。

②地域支援チームを運営するメンバー

この地域支援チームを運営するメンバーは4名で、個人で設計事務所を経営している者が2名、建築施工を當むものが1名、介護リフォーム事業の経験のあるものが1名という構成である。

③活動のねらい

他の地域支援チームの多くは、住宅改修の相談、アドバイスを通じて、住宅改修工事を仕事として請け負うことをねらいとしているのに対し、この地域支援チームは、住宅改修工事を請け負うことをねらいとしていないところに特徴がある。

この地域支援チームは、利用者にとって適切な住宅改修が行われるように、他の専門職と連携し、利用者に分かりやすい情報提供や相談を行っていくことを主な活動のねらいとしている。

④活動の具体的内容

現状では2週間に1回程度、4名のメンバーが集まり、地域支援チームとしての活動に向けて準備を進めている段階である。会のホームページを立ち上げるとともに、これまでに2回のニュースレターを作成し、関係各所に配布し、広報活動をはじめている。

この地域支援チームは、市の市民活動団体

の認定を受けるとともに、2006年度の市民活動助成に応募し、採択されたため、7万円の活動費の助成を受けている。

(2)住宅改修評価への取り組みに対する意向

今後の活動に向けての準備段階にある地域支援チームのメンバーに対し、今後の活動の具体的な方向性と住宅改修評価に取り組み意向についての聞き取り調査を行ったところ、以下の点が把握できた。

この地域支援チームとしては、住宅改修に関して、住民からの相談やアドバイスを受け付けるとともに、地域で活動するケアマネジャー、訪問看護師や施工業者と住宅改修に関する勉強会や事例検討会を行い、住宅改修の質の向上につなげていくことをめざしている。

住宅改修実施後の事後評価については、地域支援チームとしてその必要性を感じている。地域支援チームのメンバーの一人が施工業者としてこれまでに関わった高齢者住宅改修工事では、必ず工事実施後に、数度にわたり対象者宅を訪問し、工事箇所の利用上の不具合や手直しの必要性について確認している。事後に訪問することにより、対象者の生活状況に適した住宅改修のあり方について学ぶことが多いとのことである。

地域支援チームとして事後評価に取り組む可能性について意向を聞いたところ、住民や住宅改修支援にあたる専門職から依頼があれば、工事実施後の利用状況の確認、改善の必要性などについてアドバイスを行っていくことは考えられることであった。しかし、実際には地域支援チームに直接そのような依頼があることは考えられないことから、住宅改修の支援や工事に関わっている専門職とのネットワークをつくり、勉強会や事例検討会を定期的に行うことをきっかけとして住宅改

修の事後評価につなげていくことが有効であろうとのことであった。

3) 地域支援チームによる住宅改修評価に向けた活動企画の検討

ここでは、NPO の地域支援チームが住宅改修評価の活動に取り組んでいく可能性を検討するために、地域支援チームの運営メンバーと具体的な活動企画について討議し、以下の内容にまとめた。

①ステップ1：地域で活動するケアマネジャーを対象とした調査の実施

ケアマネジャーとのネットワークをつくるために、市内で活動するケアマネジャーを対象にアンケート調査を実施する。調査票では、高齢者住宅改修に関わっている現状と意識について、住宅改修の事後評価の必要性についての意見などを問うとともに、今後高齢者住宅改修に関する勉強会や事例検討会を実施した際の参加意向について把握することをねらいとする。

②ステップ2：ケアマネジャーとの勉強会の開催

アンケートで勉強会や事例検討会に参加したいと回答したケアマネジャーを対象に、高齢者住宅改修に関する勉強会を開催する。勉強会では、地域支援チームや筆者らがこれまでに関わった高齢者住宅改修の事例をパワーポイントで写真や図を示した上で解説し、高齢者の自立生活を維持する上で考えるべきポイントや利用者にとって効果的でなかった住宅改修の具体的な内容などについて議論し、理解を深める。

③ステップ3：ケアマネジャーとの事例検討会の開催

ステップ2に参加したケアマネジャーから、自分たちがこれまでに関わった住宅改修の事

例を紹介してもらい、住宅改修工事自体の妥当性や支援プロセスの妥当性について議論し、検討する。その中から、住宅改修工事実施後に、利用者に有効に使われているかどうかについて評価するまでの内容やポイントを明確にする。

④ステップ4：ケアマネジャーの関わった事例の事後評価の試行的実施

事例検討会で事後評価の必要性が示された事例について、ケアマネジャーと地域支援チームのメンバーが一緒に対象者宅を訪問し、効果的に利用されているかどうか、不具合の有無、改善の必要性などについての事後評価を実施する。事後評価により問題点を確認するだけでなく、必要に応じて、地域支援チームとして不具合の改善に向けての相談、アドバイスや改善実施の協力をを行う。

⑤ステップ5：恒常的なネットワークづくり

ステップ1～4の活動を重ねる中で、NPO の地域支援チームが中心となり、勉強会、事例検討会に参加したケアマネジャーに呼びかけ、恒常的に高齢者住宅改修について連携をとりながら進めていくネットワークを構築する。このネットワークでは、定期的に勉強会、事例検討会を行うことにより、個々の住宅改修支援の技術や知識の向上を図るとともに、ネットワークに所属する他のメンバーに必要に応じて相談ができるようになる。ネットワークは、当初はステップ1～4までに参加したケアマネジャーと地域支援チームによりスターとするが、訪問看護師、保健師、PT、OT、施工業者など様々な専門職に参加を呼びかけ、住宅改修に関わる多様な専門職により構成されることをめざす。ネットワークに参加する多様な専門職が日常的に相談、連携できることで、地域の高齢者住宅改修の質の向

上につなげていくことをめざす。

住宅改修の事後評価については、このネットワークの活動として、メンバーが関わった住宅改修を事例としてとりあげ、事後訪問を行い、ネットワークメンバー一人ひとりが事後評価の必要性と評価のポイントを学ぶ機会とする。事例検討に参加することにより、メンバー一人ひとりが自分が関わる高齢者住宅改修支援において日常的に事後評価を行い、適切なフォローアップにつなげていくことをめざす。

以上のようなステップ1～5の活動企画について、本研究と地域支援チームが協力して実践を試みる。この実践課程を記録し、その評価と課題を検討することにより、NPOの地域支援チームとしての住宅改修評価の取り組みの可能性についての検証を今後さらに行う。

3.2 リフォームヘルパー事業を通じた住宅改修評価の可能性の検討

ここでは、愛知県B市におけるリフォームヘルパー事業を対象としてとりあげ、住宅改修実施後の評価に取り組む可能性について検討する。

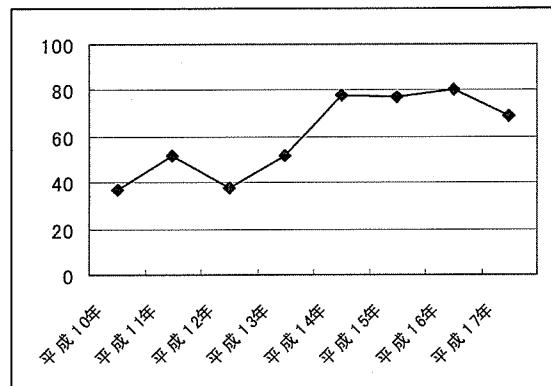


図1 B市リフォームヘルパー派遣件数(障害者含む)

1) B市におけるリフォームヘルパー事業の概況

B市の高齢者向けの住宅改修における費用支援は、介護保険制度の住宅改修と「人にやさしい住宅リフォーム費助成事業」がある。これは、65歳以上の要援護高齢者を対象に10万円を上限に住宅改修費用を給付するものである。1割負担や所得に応じた自己負担はないが、この助成を受ける場合には、必ずリフォームヘルパーを利用しなければならないと定められている。

B市のリフォームヘルパー事業は、平成7年からC在宅介護支援センターに委託され、現在まで続いている。リフォームヘルパーの派遣対象は「人にやさしい住宅リフォーム費助成事業」を利用する要援護高齢者と住宅改修を希望する心身障害児・者である。ただし、介護保険の住宅改修のみを行う高齢者およびその家族であっても、希望すればリフォームヘルパーの相談に応じてもらうことができる。月に1度の活動日には、理学療法士、介護福祉士、建築士、ソーシャルワーカー(C在宅介護支援センター職員)、市の担当課職員といったリフォームヘルパーのメンバーが支援センターに集まり、打ち合わせの後、実際に利用者宅を訪問し、住宅改修の相談と助言を行

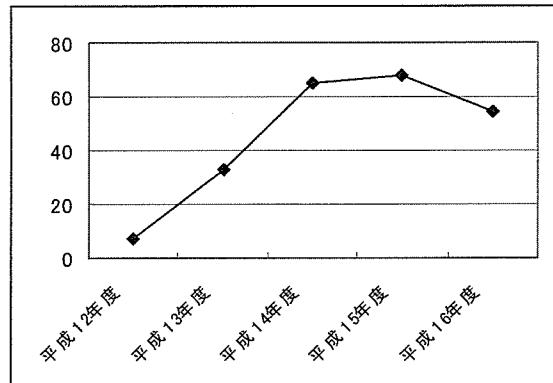


図2 B市リフォーム費助成制度利用件数

う。依頼件数の多少にもよるが、多いときは1日8～9件を2チームに分かれ、相談、助言に応じている。メンバーの中心となる支援センター職員は、リフォームヘルパー活動日以外にも事前や事後の訪問を行い、利用者・家族と専門職との間に入り、きめ細かい打ち合わせや調整を行っている。建築士と支援センター職員がリフォームヘルパー活動日以外にも訪問し、再度確認したり、施工業者と打ち合わせをすることもある。住宅改修工事実施後の確認については、支援センター職員が必要を感じたものについては、工事完了直後に直接訪問する場合もあるが、すべての工事について実施しているのではない。また、リフォームヘルパーのメンバー全員が工事の事後確認や利用状況を確かめるということは、実施していない。

2) リフォームヘルパー事業の運営者に対する聞き取り調査結果

リフォームヘルパー派遣事業を市から委託されているC在宅介護支援センター職員に対し、ヒアリング調査を行なった。主な質問内容は、(1) 最近の動向、(2) 現在抱えている問題、(3) ケアマネジャーとの関係、(4) リフォームヘルパーによる住宅改修評価の可能性の4点である。

(1) 最近の動向

介護保険が開始されて以降、ケアマネジャーと施工業者のみで行われる住宅改修が増え、全国的にリフォームヘルパー事業は縮小、廃止されつつある。B市においても、平成17年度末に市の担当者より事業の実施体制の変更が提案されたが、結果としてはこれまでと同じ体制で継続することとなった。しかし、今後は事業を縮小される可能性は残っている。その背景として、これまでリフォームヘルパ

ー事業に対して国から市への補助があったが、平成18年からは地域支援事業の中で位置づけられるようになったため、市の財政的な負担が大きくなつたことがあげられる。

リフォームヘルパー事業が財政的な面から存続されるかが不透明である一方で、現場レベルでは異なる動きがみられた。市内の他の在宅介護支援センター職員が、住宅改修支援のノウハウを学びたいと平成18年度1年間にわたり、C在宅介護支援センターにおけるリフォームヘルパー活動に同行し研修を積んだ。このように現場レベルでは、専門職による住宅改修支援の必要性が認識されはじめているといえる。

リフォームヘルパーメンバー自体の変化も生じている。これまで建築士会の支部に依頼し、リフォームヘルパーとして建築分野の専門職を派遣してもらっていた。しかし、平成18年度からは、在宅介護支援センターがあらかじめ登録してもらった建築士個人に依頼する形に変更した。介護保険が開始されてから、施工業者があらかじめプランを立てた上で市の助成を受けることを目的に、リフォームヘルパーの相談に来るケースが増えた。そのため、リフォームヘルパーにおいて建築士の果たす役割がなくなったという意見が建築士会内部で出されたようである。建築士個人に依頼することになり、毎回や人員や日程の連絡調整する必要が生じたという点で在宅介護支援センターの負担が増えたとのことである。

その一方で、建築士が個人として参加することになったことによるメリットも確認されている。リフォームヘルパーで相談、助言をした建築士が、その利用者から工事を頼まれるということが可能となつた。これまで建

築士会として公平性の観点からリフォームヘルパーとして参加した建築士は、相談、助言にあたった案件について工事を引き受けはいけないことがルール化されていたためである。相談、助言に関わった建築士が、引き続き工事を請け負うことにより、家族との信頼関係や調整がとりやすくなつた。また、工事完了後にアフターフォローまで熱心に取り組んでおり、結果的に住宅改修内容の確認、評価とその改善につながっている。

(2) 現在抱えている問題

ケアマネジャーや他の支援センターから、リフォームヘルパーの活動日が1ヶ月間に1日だけでは少ないとの意見が挙げられている。病院の早期退院指導により、退院時に合わせて住宅改修を行ないたい利用者が増えたため、リフォームヘルパーの相談日が1ヶ月に1回では工事が完了するのが退院後ずっと後になってしまふためである。こうした意見を受けて支援センター職員は、リフォームヘルパー活動日の前に事前訪問を行ない、改修内容を家族や本人と詰め、リフォームヘルパーによる確認の後すぐに工事に取り掛かれるように工夫をしているが、根本的な解決には至っていない。

また、介護保険のみの住宅改修に対してチェックを行う機関がないことも問題とされていた。介護保険のみの改修でもリフォームヘルパーへの相談は可能であるが、実際には要望が少なく、またあつたとしてもリフォームヘルパーは時間的に余裕がないため、窓口だけの相談に終わる場合があるという。介護保険のみの住宅改修が業者主導で行われることにより、効果的でない住宅改修が多く含まれているのではないかと、市の担当者も危惧しているとのことである。

(3) ケアマネジャーとの関係

ケアマネジャーがリフォームヘルパーに対して「市の職員の代わり」という意識を持つものが少なくない。これはリフォーム費助成制度を利用する際に、必ずリフォームヘルパーの確認を必要としているためである。だが数回関わった経験のあるケアマネジャーは、リフォームヘルパーに対して、改修と一緒に取り組む仲間であると理解しているようだ。ケアマネジャーの中には、2ヶ月に1度リフォームヘルパーを利用するものもあり、複数の専門職からの相談、助言に同行するなかで、高齢者の自立生活につながる住宅改修のあり方について具体的に学ぶことができることから、リフォームヘルパーの有効性を理解するとともに、住宅改修に対する認識が深まっていることである。

(4) リフォームヘルパーによる住宅改修評価の可能性

リフォームヘルパーが関わった住宅改修工事では、チームとして事後のアフターフォローは行っておらず、支援センター職員が必要を感じた場合にのみ工事直後に確認が行われている。リフォームヘルパー事業の枠内では、財政的にも、時間的にもアフターフォローまで行う余裕はないという現状である。現場まで行って事後確認できないが、住宅改修実施後の利用状況が気になるケースについては、ケアマネジャーから提出される書類上で確認し、ケアマネジャーに継続的に生活をみるよう指導をしている。

リフォームヘルパー事業で住宅改修評価を行うことの今後の可能性について、在宅介護支援センター職員に聞いたところ、リフォームヘルパー事業では事前の相談、助言が複数の専門職によりしっかりと行われているので、

事後評価の必要性は低いとのことである。むしろ、専門職が関わらない介護保険のみの住宅改修において、効果的でない工事が多く含まれている可能性があるので、これらの事後評価の方がより必要とされている。しかし、その実施のためには、国や市による財政的な根拠がないと難しいとのことである。

また、リフォームヘルパー事業が地域支援事業に位置付けられたこともあり、在宅介護支援センターとしては、地域の住民や施工業者に働きかけて、住宅改修の質の確保や事後評価が行われるように支援していくことが今後重要であると認識している。実際に、リフォームヘルパーメンバーの建築士の一人が地域で住宅改修の勉強会を自主的に開催している（月1回の頻度）。その勉強会に、市の担当者や在宅介護支援センターの職員がオブザーバーとして参加するようになっており、今後地域における専門職間の連携や支援活動に発展していくことが期待される。

3) リフォームヘルパー事業での住宅改修評価の可能性

在宅介護支援センターを対象とした聞き取り調査の結果から、リフォームヘルパーの運営に関わる中で、住宅改修の事後評価の重要性は認識しているが、現在市から委託されている事業の枠組みの中では、事後評価を実施することは難しいことが把握できた。

しかし、リフォームヘルパー事業を通じて住宅改修の質の向上に対する波及的な効果が見られた。一つには、リフォームヘルパーの専門職の一つである建築士が、リフォームヘルパーとしての相談、提案したことを通じて実際の工事を請け負うことが多くなっている点である。そのようなケースにおいては、建築士が工事完了後に事後確認を必ず行い、て

いねいなアフターフォローを行っており、結果的に改修内容が効果的であったかどうか把握できるようになっていた。もう一つには、リフォームヘルパー事業において、ヘルパーと一緒に対象者宅を同行訪問しているケアマネジャーから、同行訪問を繰り返す中で住宅改修の意義や効果が理解できるようになった点である。これにより、日常の住宅改修支援の実施に好影響を与え、結果として住宅改修の質の向上につながっているといえよう。

今後、リフォームヘルパーが住宅改修評価に携わる可能性として、ケアマネジャー、施工業者など、地域で住宅改修に携わる専門職に対して、高齢者の自立生活の維持につながる住宅改修のあり方や工事実施後の事後確認、評価の必要性について、勉強会等を通じて支援や指導を実施していくことが考えられる。リフォームヘルパー事業において、多様な専門職による相談、助言の現場に関わってきたこれまでの経験をもとに、具体的かつわかりやすい支援や指導を実施することが可能となる。また、個々のケアマネジャーや施工業者を指導、支援するだけでなく、地域における専門職グループをつくり、そのグループを指導、支援することがより有効になると考えられる。

[文献]

- 1) 岡部真智子ほか「高齢者住宅改修の評価に関する研究—その1住宅改修実施者の意識」『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2、413-414、2005年
- 2) 児玉善郎ほか「高齢者住宅改修の評価に関する研究—その2住宅改修箇所の利用実態」『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2、415-416、2005年
- 3) 児玉善郎ほか「高齢者向け住宅改善支援プロセスにおける専門職の関わり方が改善結果に

- 及ぼす影響—その1ケアマネジャーと施工業者だけが関与した事例の分析』『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2、345-346、2006年
- 4) 岡部真智子ほか「高齢者向け住宅改善支援プロセスにおける専門職の関わり方が改善結果に及ぼす影響—その2多職種専門職が関与する事例の分析』『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2、347-348、2006年
- 5) 筒井智恵美ほか「介護保険制度における住宅改修の事業評価に関する研究—自立支援からみた改修内容の妥当性と主観的満足感』『在宅ケア学会誌』第7巻第1号、31-39、2003年。

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）
分担研究報告書

第7章 地域包括支援センターにおける住宅改修評価の可能性の検討

分担研究者 阪東美智子 国立保健医療科学院主任研究官
主任研究者 鈴木 晃 国立保健医療科学院健康住宅室長

要旨 平成18年度より新設された地域包括支援センターに着目し、その役割や機能、運営状況等についての基礎調査を行ない、地域の住宅改修評価システムを担う機関としての可能性を検証することを目的とした。今年度は、①自治体における地域包括支援センターの位置づけを明らかにすること、②地域包括支援センターの住宅改修への関与の程度や内容を明らかにすること、の2点を課題とした。①については、文献や資料を中心とした情報収集、自治体に対する訪問聞き取り調査等を実施した。②については、地域包括支援センターの職員に対してメールによるアンケート調査を試行した。さらに、佐倉市における住宅改修給付実績から、地域包括支援センターが関与した住宅改修を検証した。

①地域包括支援センターの運営は委託が2/3、直営が1/3であるが、今回の調査では直営あるいは社会福祉協議会に委託している自治体から聞き取りを行った。急務の課題は、増大するケアプラン数に見合う体制が整っていない（人員の不足）ことや、報酬の減額による財政上の問題であり、住宅改修に関する関心は薄く、予防給付における住宅改修の意義や位置づけが十分でない実態が明らかになった。②佐倉市における住宅改修給付実績200件のうち、地域包括支援センターが関与したケースは43件を占める。うち、要介護者を対象としたものが16件あり、要支援者だけではなく要介護者に対する住宅改修にも一定の役割を果たしている。しかし、要介護者の住宅改修については、改修後の生活に関わることが困難であるとの課題が指摘されている。

結果として、地域包括支援センターは、地域における住宅改修サービス提供の拠点として一定の役割を果たしているものの、住宅改修への積極的な関与は見られず、現状では地域の評価システムを担える状況にない。しかし、直営方式の地域包括支援センターの場合には、保険者との連携がとりやすいというメリットもある。介護保険制度の中で地域包括支援センターが関わる仕組みを整えるなど、何らかの制度的介入があれば、評価システムに組み込んでいくことも可能であると思われる。

1. 目的

平成18年4月の介護保険制度改革に伴い、予防給付事業の核として、全国で新たに地域包括支援センターが開設された。地域包括支援センターは、地域における「権利擁護を含めた総

合的な相談窓口」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」という3つの機能を担う機関である。

住宅改修との関連で見ると、予防給付事業の中には住宅改修が含まれており、また介護事業

においても、介護支援専門員のいない要介護者の住宅改修については、一般に地域包括支援センターが担当することになっている。したがって、地域包括支援センターは、住宅改修サービスにおける地域の拠点と位置づけられよう。

本稿では、住宅改修の評価システムを構築するに際して、地域包括支援センターがその役割を担う機関となる可能性があるのではないかという仮説を立て、その仮説を検証することを目的とした。

2. 課題と方法

研究立案当初は、大規模な全国調査を実施することによって、地域包括支援センターにおける住宅改修の取組状況や課題を直接的に把握したいと考えていた。しかし、今年度は介護保険制度が改正され新体制が全国的に展開される最初の年であり、現段階では、地域包括支援センターの設置が遅れています。開設からの期間が短いために十分にセンターが機能していないところも散見される。また、地域包括支援センターの運営状況については、厚生労働省が全国的な調査を実施しているので、同様の調査を行うことは好ましくないと判断した。

このため、本研究においては、今年度は全国的な調査は行わず、代わりに、以下の手順で研究を進めることとした。すなわち、まず課題を
① 自治体における地域包括支援センターの位置づけを明らかにすること、
② 地域包括支援センターの住宅改修への関与の程度や内容を明らかにすること、
の2点と設定した。

課題①については、文献や資料を中心とした情報収集を行った。特に、厚生労働省が実施した平成18年4月末時点の地域包括支援センターの運営状況と介護予防事業の実施状況に関する調査結果などを参考した。さらに、いく

つかの自治体や関係者に対する訪問聞き取り調査によって詳細な現状把握を試みた。訪問した自治体は、川崎市、練馬区、大津市、板橋区の4箇所である。また、調査項目は以下を予定した。

- ・ 設置主体と委託の状況
- ・ スタッフの人数と職種
- ・ 対象地域の規模・人口
- ・ 在宅介護支援センターとの関係
- ・ 介護予防ケアプランの外部委託の有無と将来の見通し
- ・ 介護予防ケアプランにおける住宅改修の状況（件数、内容等）
- ・ 介護予防ケアプラン担当者における住宅改修研修の有無とニーズ
- ・ 介護予防事業、任意事業等における住宅改修関連サービスの有無と運営状況

などである。

課題②については、地域包括支援センターの職員に対してメールによるアンケート調査（6市町村・6名）を試行した。調査項目は、

- ・ 地域包括支援センターにおける介護予防ケアプランの件数と外部委託している件数
- ・ 地域包括支援センターが担当した住宅改修の件数
- ・ 地域包括支援センターが対応した要介護者の住宅改修の件数
- ・ 住宅改修に対する地域包括支援センターの姿勢や対応の状況

などである。

さらに、千葉県佐倉市における住宅改修給付実績を利用し、地域包括支援センターが関与した住宅改修について、内容や特徴を検証した。